令和５年10月25日
庁　議　資　料

狛江市文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する庁内検討委員会の設置及び運営に関する要綱

令和５年５月12日
教育委員会要綱第８号

（目的）

第１条　この要綱は、狛江市に関する文化財及び歴史資料等の保管・活用施設について検討するため、狛江市文化財及び歴史資料等の保管・活用施設に関する庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（所掌事項）

第２条　委員会は、文化財及び歴史資料等の保管・活用施設の場所及び規模等の検討に関することを所掌事項とする。

（組織）

第３条　委員会は、次に掲げる者（以下「委員」という。）をもって構成する。

（１）　企画財政部長
（２）　総務部長
（３）　都市建設部長
（４）　教育部長
（５）　政策室長
（６）　財政課長
（７）　施設課長
（８）　まちづくり推進課長
（９）　社会教育課長

（委員長及び副委員長）

第４条　委員会に委員長及び副委員長を各１人置く。

２　委員長は、教育部長とし、副委員長は、互選をもって充てる。

３　委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

４　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
２　委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
３　会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
４　委員会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を求めることができる。
（庶務）
第６条　委員会の庶務は、教育部社会教育課において処理する。
（委任）
第７条　この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会の協議により別に定める。
付　則
この要綱は、公布の日から施行する。